

【 外 交 ・ 防 衛 委 員 会 】

外交防衛

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出法律案1件であり、条約1件を承認し、法律案1件を可決した。

また、本委員会付託の請願5種類28件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、1996年4月1日に効力を生じた現行の「米国との地位協定第24条についての特別措置協定」の有効期間が、2001年3月31日までとなっていることにかんがみ、在日米軍基地労働者に対する基本給等の支払に要する経費、在日米軍が公用のため調達する電気、ガス等の支払に要する経費、我が国の要請に基づき在日米軍の訓練の移転に伴って追加的に必要となる経費を、引き続き我が国が負担することを規定するとともに、合衆国がこれらの経費の節約に努めること等について定めるものである。委員会においては、21世紀の日米同盟の在り方、日米安保条約の今日的意義、日米地位協定の見直し、我が国が米軍駐留経費負担を継続する理由、在日米軍訓練移転経費の負担範囲等について質疑を行い、討論の後、多数をもって承認した。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案は、周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他必要な事項について定めるものであり、船舶検査活動は国連安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国の同意を得て、我が国領海又は我が国周辺の公海において実施すること、船舶検査活動は自衛隊の部隊等が実施し、その態様は、船舶の航行状況の監視、船舶の名称等の照会、船長等の承諾を得ての乗船検査・確認、航路の変更の要請等とすること等を主な内容とするものである。委員会においては、日米安保体制を堅持する上での船舶検査活動の重要性、船舶検査活動の実施要件である国連安全保障理事会決議の性格、実施要件に「旗国の同意」を加えた理由、同意の手続き及び同意が得られなかった場合の対応、船舶検査活動を実施する我が国周辺の公海の範囲、乗船検査の際の武器使用の基準、警告射撃を行わない理由、船舶検査活動と自衛隊法に基づく海上警備行動との関係、我が国の船舶検査活動に対する近隣諸国の反応等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

11月9日、防衛庁の秘密漏えい事件に関する件について虎島防衛庁長官から報告を聴取した後、同件、米国大統領選挙と今後の日米関係、日朝国交正常化交渉、対北朝鮮食糧支援、ODA、核兵器廃絶決議、防衛庁の「省」昇格問題等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年11月9日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁の秘密漏えい事件に関する件について虎島防衛庁長官から報告を聴いた後、同件、米国大統領選挙と今後の日米関係に関する件、日朝国交正常化交渉に関する件、対北朝鮮食糧支援に関する件、ODAに関する件、核兵器廃絶決議に関する件、防衛庁の「省」昇格問題に関する件等について河野外務大臣、虎島防衛庁長官、鈴木防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第2回）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月16日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について河野外務大臣、虎島防衛庁長官、荒木外務政務次官、鈴木防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

（閣条第1号）賛成会派 自保、民主、公明、自由、二連
反対会派 共産、社民

○平成12年11月22日（水）（第4回）

- 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について虎島防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月28日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣、虎島防衛庁長官、鈴木防衛政務次官、荒木外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月30日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣、虎島防衛庁長官、鈴木防衛政務次官及び政府参考人に対し質

疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第16号）賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、社民、自由、二連

○請願第127号外27件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国にアメリカ合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成12年1月以来日米両国政府間で交渉を行った結果、平成12年9月11日にニュー・ヨークにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 1 日本国は、この協定の効力存続期間中、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、調整手当、乗船手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 2 日本国は、この協定の効力存続期間中、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する、(a)公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道、(b) (a)を除く暖房用、調理用又は給湯用の燃料、に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 3 日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合に、日本国はその変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。負担は、当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を合衆国政府に対して行う場合に限る。
- 4 合衆国は、前記1、2及び3の経費の節約に努める。
- 5 日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報する。
- 6 日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 7 この協定は、所要の手續に従い2001年4月1日に効力を生じ、2006年3月31日までの5カ年間効力を有する。

なお、合意された議事録では、前記1に掲げる給与には、1987年1月30日に署名された日米地位協定第24条についての特別措置協定(1987年6月1日発効)の発効の際、日本国に

よる負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されている。また、書簡においては、前記5にいう具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されており、この中で、日本国は、光熱水料等に関し、概算要求額の算定の際、施設・区域の外側にある住宅のための調達実績を算入しないこと等を明らかにしている。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（以下「周辺事態安全確保法」という。）に規定する周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定めるものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 船舶検査活動は、周辺事態に際し、国連安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国の同意を得て、我が国領海又は我が国周辺の公海（排他的経済水域を含む。）において実施する。
- 2 船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施する。この場合において、当該船舶検査活動に相当する活動を行う米軍に対し、後方地域支援を実施することができる。
- 3 船舶検査活動の実施に際して、当該船舶検査活動に係る基本的事項等の一定の事項を周辺事態安全確保法に規定する基本計画に定める。
- 4 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずる。
- 5 防衛庁長官は、実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域（「実施区域」という。）を指定する。この場合において、実施区域は、外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないように、明確に区別して指定しなければならない。
- 6 船舶検査活動の実施の態様は、船舶の航行状況の監視、船舶の名称等の照会、船長等の承諾を得ての乗船検査・確認、航路等の変更の要請等とする。
- 7 船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛官は、乗船して検査等を行っている者の生命等を防護するため必要最小限度の武器を使用することができる。

(4) 付託議案審議表

・ 条約（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	12. 10. 3	12. 11. 10	12. 11. 16 承認	12. 11. 17 承認	12. 10. 31 外務	12. 11. 8 承認	12. 11. 9 承認
				○12. 11. 10 参本会議趣旨説明 ○12. 10. 31 衆本会議趣旨説明					

・ 内閣提出法律案（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
16	周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案	衆	12. 10. 27	12. 11. 22	12. 11. 30 可決	12. 11. 30 可決	12. 11. 9 安全保障	12. 11. 16 可決	12. 11. 17 可決
				○12. 11. 22 参本会議趣旨説明 ○12. 11. 9 衆本会議趣旨説明					